



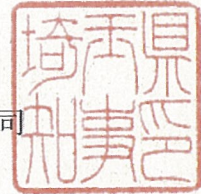
産業廃棄物処理施設設置変更許可証

平成27年3月5日

住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
 氏名 埼玉県
 埼玉県知事 上田 清司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律~~第15条第1項~~第15条の2の6第1項の規定により、設置変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日	平成27年3月5日	許可番号	届出
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	産業廃棄物の最終処分場(施行令第7条第14号ハ該当) 種類: 燃え殻、汚泥(浄水場汚泥に限る。)、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリートくず(がれき類を除く。)、及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類 以上8種類		
設置場所	裏面のとおり		
処理能力	埋立地の面積 282,500m ² 埋立容量 2,758,000m ³		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有・無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		





裏面

設置場所

埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字向田368番1、368番6、368番7、368番8、
 368番9、368番10、368番11、368番12、368番13、368番14、
 368番15、368番16、368番17、368番18、368番19、
 368番20、368番21、字文華台85番、字南山144番2、144番3、
 144番4、144番5、144番6、145番、146番、字下田174番1、
 174番3、174番4、字中田184番2、184番5、185番、186番1、186
 番3、186番4、207番、234番、字上田248番1、248番2、248番5、
 250番4、250番6、250番7、261番、262番7、262番10、
 262番11、262番12、262番13、279番、280番、281番、
 284番1、285番1、285番4、285番5、322番2、字粕沢290番1、
 290番2、290番3、字黒岩313番7、313番8、313番9、313番10、
 313番11、字西高山328番4、328番6、328番9、328番10、
 328番11、328番12、328番13、328番14、330番11、
 330番12、字東高山331番4、331番6、331番10、331番13、
 331番14、331番15、331番16、331番17、331番18、
 331番19、331番20、字大谷348番3、348番4、348番5、348番6、
 352番3、352番4、352番6、352番7、352番9、352番10、
 363番9、363番10、363番11、363番12、
 大字富田字下六反田2505番4の一部、2510番20の一部、
 字中六反田2534番73、2534番74、2534番75、2534番76、
 2534番77、2534番78、字天神田入2556番147、2556番148、
 2556番149、2556番150、2556番151、2556番153、
 2556番154、2556番155、2556番135、
 大字西ノ入字高根沢天王裏2981番8、字高根沢萩畝3050番16、
 字高根沢大谷3070番、字大橋3099番1

以上120筆(面積962,857.57㎡)